

新型コロナウイルス 生活トラブルQ&A (2020年3月5日 12:00版)

東京弁護士会災害対策・東日本大震災等復興支援委員会

-
1. 全般
- 1 - 1 Q 新型コロナの正しい情報、最新情報を知るにはどこを見ればいいのでしょうか。
- A 政府が情報を集約したポータルサイトを立ち上げています
(http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)。
- SNSでは誤情報が出回ることがあります。注意しましょう。
- 参考URL http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
-
2. 労働
- 2 - 1 Q 職場から新型コロナウイルス予防と仕事がないからという理由で「自宅待機その間給料なし」と言われました。
- A 使用者の判断によって休業する場合は、法律上休業手当を請求できます（労働基準法26条）。厚生労働省は新型コロナウイルス感染症について雇用調整助成金制度の要件を緩和し、使用者が支払った休業手当の一部の助成が容易となっています。なお、休業手当は法律上最低限賃金の6割となっており、労使間でこれ以上の休業手当とすることも可能です。雇用調整助成金制度を伝えるなどして休業手当を支払ってもらえるよう、使用者と話し合ってみてください。
- 参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00018.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
- 2 - 2 Q 在宅勤務になったのですが、自宅作業中にケガしたらどうなるか不安です。
- A 在宅勤務でも業務が原因で生じた怪我は労災の対象になります。
- 参考URL <https://telework.mhlw.go.jp/ga/ga1-6/>
- 2 - 3 Q 学校の一斉休業に伴い、子供の面倒を見るために仕事を休まなければなりませんが、有給を使うしかないのでしょうか。
- A 厚労省は3月2日に「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援」として、雇用調整助成金制度とは別に新たな助成金制度の創設をすることをプレスリリースしました。休校による子どもの世話や感染を疑われる症状のある子どもの世話のため保護者が休むとき、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、賃金全額支給の休暇を取得させた事業主に、日額8,330円を上限としてその全額を助成するという制度です。制度についての具体的な厚労省の発表を待ちましょう。
- 参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html
- 2 - 4 Q 微熱があり、職場にそのことを伝えたところ、有給取得を利用して自宅待機を指示されましたがどうすれば良いのでしょうか。
- A 使用者の指示による自宅待機の場合は、労働基準法26条に基づき休業手当を請求できる可能性があります。有給は労働者が自由に行使できるものであり、使用者が一方向的に指示できるものではありません。
- なお、厚労省は使用者向けQ&Aにおいて「新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、休業中の賃金の支払いについて欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。」と回答しています。無理をせず、まずは使用者と話し合うことをお勧めします。
- 参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00018.html
- 参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html

2-5 Q 家族が感染したので、自分自身は勤務できるのに自宅待機を命じられたのですが、どうすれば良いのでしょうか。

A 基本的に上記2-4と同様、使用者の指示による休業であるため、休業手当を請求できる可能性があります。なお、ご家族で感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項について日本環境感染学会がとりまとめをしておりますので、参考にしてください。

参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

2-6 Q 感染が確認された場合の法律上の制度はどうなっていますか。

A 診断した医師は保健所等に届出しなければなりません（感染症法12条）。都道府県知事は就業を制限することができます（同法18条）。

参考URL https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114

3.消費者

3-1 Q イベントが中止となり主催者から返金できないと言われました。また、既に手配していた会場までの飛行機のチケットはどうなるのでしょうか。

A 個々のケースで異なります。主催者に確認をしてください。なお、イベントの申込書やサイトに「一切の返金はしない」という記載があっても、法律上無効となる場合があります（消費者契約法9条等）。なお、航空会社や鉄道会社によっては、コロナウィルスに基づく払い戻しに対し、手数料無料で対応している会社もあります。各会社のホームページ等をご確認ください。

参考URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html

3-2 Q 団体に旅館を予約していましたが構成員の1人に新型コロナ感染の疑いがあるので予約を取り消しました。旅館から「前日取消なので全額払って下さい、HPにもそう書いてあります」と言われています。

A 個々の事案で異なりますが、仮に支払わなくてはならない場合でも全額ではなく「平均的損害」の限度のみとなる場合があります（消費者契約法9条）。

参考URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html

3-3 Q マスクを購入した記憶がないのですが「購入されたマスクを発送しました」というメールが来ました。

A 新型コロナに便乗した詐欺メールが横行しています。メールに記載されている電話番号に電話したり、記載されているURLをクリックする等の行為は控えたほうが良いでしょう。

参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09393.html
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200228_1.html

4.事業

- 4-1 Q 下請業者ですが、うちの工場の近くで新型コロナの感染者が出たという理由で親事業者から納品を断られました。
- A 下請業者側に責任がある場合を除き、親事業者が発注済の納品を断ることは下請法上問題があります（下請法4条1項1号）。まずは話し合い、問題が生じた場合は公正取引委員会に相談することをお勧めします
(<https://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/index.html>)。
- 参考URL <https://www.iftc.go.jp/oshirase/200227oshirase.html>
- 4-2 Q 自作の健康ドリンクを「滋養強壮はもちろん、コロナを含む万病予防に」としてネットで販売したいと思いますが、何か問題はあるのでしょうか。
- A 疾病予防を暗示しており、薬機法66条に違反する可能性があります。
- 参考URL <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/huteki.html>
- 4-3 Q 観光客向けの店舗を営んでいますが、2月中旬から利用者が激減し、従業員への給与支払いも危なくなってきました。時間をかけずに受けられる融資など、支援策はないでしょうか。
- A 経済産業省などが、事業者向け融資、補助等の支援策を提供しています。信用保証協会や政策金融公庫など、各窓口にご相談ください。
- また、中小企業向けの相談をしている弁護士会もあります。まずはお住まいの近くの弁護士会HPをご覧ください。
- なお、東京弁護士会では中小企業支援センター（03-3581-8977 平日9:30-16:00、ただし3/13までは10:00-）にて相談を受け付けております。
- 参考URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>
- 参考URL <http://cs-lawyer.tokyo/>

5.子ども

- 5-1 Q 学校の一斉休業に伴い、子供の学力が落ちないか心配です。
- A 教育機関向けのものですが文科省が2月28日に一斉臨時休校に関するQ&Aを作成しており、参考になると思います。それによると、学校が用意したプリントや教材等を活用した家庭学習や、自宅で自習している子供との電話による学習相談などして対応することを検討しているようです。
- 併せて文部科学省（臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト））経産省が「学びを止めない未来の教室」として、各々学習支援のポータルサイトを立ち上げていますので、そちらもご覧ください。
- 参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- 参考URL https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
- 参考URL https://www.learning-innovation.go.jp/covid_19/

- 5 - 2 Q 新型コロナの感染者が非常に多い国から帰国しましたが、子どもの就学やいじめが心配です。
- A 文部科学省の2月26日付「中国から一時帰国中又は一時帰国を予定しているお子様の保護者の皆様へ」という書面をご覧ください。就学の受入方法や問い合わせの専用窓口ダイヤルなどが記載されています。いじめについては決して許されるものではありませんが、もしお子さんがつらい思いをされているかもしれないということであれば、文科省は子どもからもかけられる24時間無料相談ダイヤル（0120-0-78310）を開設していますので、教えてあげてください（新型コロナに限らずこどもSOS全般の相談ダイヤルです）。
- 参考URL https://www.mext.go.jp/content/2020022226-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf
- 参考URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

6.外国人
(foreigner)

- 6 - 1 Q 在留カードを持っている外国人ですが、里帰りのため帰国する予定です。何か気をつけることはありますか。
- I am a foreigner with a residence card, but I have a plan to return to home country. What should I care about?
- 我是持有在留卡的外国人，我有计划要回国，我需要注意什么？
- A 渡航先によっては、例えば在留カードを持っていたとしても再入国拒否となる場合があります。また、そもそも日本からの入国を制限している場合もあります。事前に法務省や渡航先の大使館等で良く確認しましょう。
- Even if you have a residence card, you may be denied re-entry to Japan. Some countries may restrict entry from Japan.
- Please check in advance with the Ministry of Justice or the embassy where you will be traveling.
- 根据您的目的地的不同，存在即使您持有在留卡，但依然被拒绝再次入境日本的可能性。此外，也存在目的地国家限制来自日本的人员入境的情况。因此，请在出发前向日本法务省以及目的国的大使馆等做进一步的确认。
- 参考URL <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200205.html>
- 6 - 2 Q がいこくじん ですが ころなういるす で なに を ちゅうい すれば いいですか。
- I'm a foreigner, what should I be careful with the coronavirus?
- 我是个外国人，应该怎样注意防范冠状病毒？
- A 「たぶんかきょうせいぼーたるさいと」という さいと に いろいろなくにのことは で かいて あります。けんさく して みて ください。
- It is described in various languages on the website of "Tabunka Kyosei portal site". Let's try searching online.
- 在名为“多文化共生门户网站”的网站上，有用各国语言书写的相关信息，请查询以下网址。
- 参考URL <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

6 - 3 Q 短期滞在ビザで日本にいる外国人です。帰国したいのですが帰国便のチケットを取れません。

I am a foreigner staying in Japan on a short stay visa. I want to return but cannot get a return flight ticket.

我是持有短期停留签证的在日外国人。想回国但是买不到回国的机票。

A 出入国在留管理庁は「帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い」として「短期滞在」で在留中の者については「短期滞在（30日）」の在留期間更新を許可すると発表しています。その他技能実習ビザ等についても出入国在留管理庁の対応がHPに記載してありますので、参考にしてください。

Immigration Services Agency of Japan has announced the handling of residence applications for those who cannot return to home country. According to the announcement, those who are staying for "short stay" will be allowed to renew their "short stay (30 days)" period of stay.

Please refer to the website of the Immigration Services Agency of Japan for technical training visa etc.

出入国在留管理庁公布了“回国困难者的在留申请的处理”规定，根据公布内容，对于“短期停留”身份的在留人员，允许续签在留期间“短期停留（30天）”。

对于其他技能实习签证等身份的规定，在出入国在留管理厅的相应网址上有详细记载，请参考以下网址。

参考URL <http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

6 - 4 Q 日本にいる外国人ですが、3月中に在留期間が満了してしまいます。一度入管に行きましたが大変な混雑で引き返しましたが、どうすれば良いのでしょうか。

I am a foreigner in Japan, but my period of stay expires in March this year. I went to immigration once, but it was very crowded. So I turned back. What should I do?

我是在日本的外国人，我的在留期间到3月中即将届满。曾经去过入国管理局，但是由于现场非常混乱因此没办成，我该怎么办？

A 出入国在留管理庁は2月28日付で3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（在留資格「短期滞在」及び「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、在留期間満了日から1か月後まで受け付けると発表しています。また、各入管の混雑状況などはTwitterなどで把握できるようです。

Immigration Services Agency of Japan has announced on February 28 that it will accept applications for permission to change the status of residence and applications for renewal of the period of stay for foreign residents (*) whose expiration date will expire during March.

* Excludes foreigners whose status of residence is short-term stays and foreigners who reside in specific activities (departure preparation period).

In addition, it seems that the congestion status of each immigration can be known on Twitter and the like.

出入国在留管理庁在2月28日宣布，在留期间届满之日在3月期间的在日外国人（除在留资格为“短期停留”以及“特定活动（出国准备期间）”的在日外国人外。）的在留资格变更许可申请以及在留期间更新许可申请等，可以在在留期间届满之日起1个月内受理。此外，各入关的现场拥挤情况等可以通过Twitter等进行确认。

参考URL <http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

7.刑事

7-1 Q 知人が警察に捕まってしまいました。弁護士に弁護活動を依頼したいのですが。

A 従来より弁護士会は、当番弁護士制度として、弁護士が1回無料で逮捕された人に面会に行く制度を設けています。現時点（3/3）で、当番弁護士制度を中止している弁護士会はありません。まずは最寄りの弁護士会にご連絡ください。

参考URL https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/gaiyou/arrest.html

※参考URLは2020/03/04 18:00時点のものであり、今後リンク先により変更ないし削除となる場合があります。
※記載内容については十分注意しておりますが、作成時の情報・知見に基づく一般的な見解として作成しております。全ての情報の正確性・適法性を保障するものではないことをご了承くださいますようお願いいたします。